

## 鹿児島市自主防災組織活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時による被害の防止又は軽減を図るため、防災活動を実施する自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、予算の範囲内において活動助成金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、防災のため地域の住民により自主的に結成された町内会等を単位とした組織とする。ただし、複数の組織が合同で防災活動を実施した場合、助成金の交付対象者は、複数の組織を代表する組織（以下「代表組織」という。）とすることができる。

(助成金の交付対象経費)

第3条 助成金の交付対象経費は、組織が行う防災に関する活動のうちで、次の各号のいずれかに該当する活動に要する経費とする。

- (1) 組織が単独で実施する訓練
- (2) 複数の組織又は小中学校などと連携して実施する訓練
- (3) 地域の防災マップの作成
- (4) 避難行動要支援者の支援活動
- (5) 危険箇所の防災点検の実施
- (6) その他市長が認めるもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する交付対象経費の額とする。ただし、その限度額は、前条各号のいずれかに該当する活動1回につき1組織当たり2万円とする。

2 助成金は1組織につき、1年度当たり2回を限度とする。ただし、2回目の交付対象となる活動は、前条各号のうち、1回目の活動と同一の号に該当する活動であってはならない。

(合同で防災活動を実施した代表組織による助成金の申請等)

第5条 複数の組織が合同で防災活動を実施する場合は、代表組織が他の組織からの委任を受けて、助成金を一括で申請し、実績報告し、請求し及び受領することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年6月1日から施行し、昭和63年度分の助成金から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。